

資料No. 1

「第2回産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会」の論点について

平成15年7月24日
産業廃棄物対策グループ

- 1 中間処理できるもので、最終処分に回っているものをどのように考えるか。
(処理のルート及び技術の観点から)
 - 未処理で最終処分されている割合が高いのは、燃えがら 98.1%、ばいじん 90.2%、ゴムくず 84.1%となっている。
 - 再生利用や減量化できるものは、その割合を増加させて行くことが望ましい。
 - 燃えがら及びばいじんは、そのほとんどが石炭火力発電所から発生したものであり、そのほとんどはセメント原料等として再生利用可能と思われる。
- 2 県外廃棄物の搬入割合をどのように考えるか。
 - 中間処理業者による中間処理量については、平成5年以降横ばい、最終処分業者による最終処分量については、ここ数年増加傾向がみられる。
 - 県内における産業廃棄物の適正処理を推進するため、県内で発生した産業廃棄物が県内で処理できることが必要と考える。
 - 中間処理業者及び最終処分業者への産業廃棄物の搬入については、県内物を優先するとともに、特に最終処分業者に搬入される県外物については、平成12年度の搬入割合、20%以下となるように指導していく。
- 3 中間処理の県外廃棄物の絶対量の増加傾向について、どう考えるか。
 - 県外物の割合は平成5年以降横ばいであるが、中間処理量が増加しているため、県外物の絶対量は増加している。
 - 県内における産業廃棄物の適正処理を推進するため、県内で発生した産業廃棄物が県内で処理できることが必要と考える。
 - 産業廃棄物の減量化、再生利用が進むにつれ、中間処理量が増加することが考えられ、これに伴い県外物の増加が予想されるが、県内物の処理に支障を及ぼさないような対応が必要と考える。
- 4 最終処分場の新規開設が困難なことについての対策をどう考えるか。
 - 最終処分場の設置許可件数は平成8年度をピークに減少しており、平成11年度以降は平成13年度に1件許可されただけである。
 - 平成14年3月に策定した廃棄物処理計画では、残存容量の見通しについて、安定型処分場では平成17年度末で約10年、管理型最終処分場では平成17年度末で約8年となっており、平成17年度までは新たな最終処分容量は不要と考えている。
 - 最終処分容量の必要性については、平成17年度に再度検証することとしている。
 - 本年3月に制定した「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」では、処分業者による県外産業廃棄物事前届出や産業廃棄物処理施設の設置者等が講ずべき措置として、地域住民に対する計画内容の周知、合意形成を図る努力、維持管理に関する情報の積極的な提供などを義務づけしており、これらの適正な執行により産業廃棄物処理施設に対する住民の不安・不信感を解消していきたいと考えている。

資料No. 2

「第2回産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に
関する検討会」での議論に対する追加提出資料

平成15年7月24日
産業廃棄物対策グループ

- 1 平成13年度及び平成14年度の産業廃棄物排出量等のデータ
データの推計に時間がかかるため、次回提出は困難であるが、早期に提出できるよう
に検討したい。
- 2 地域別の処理状況のデータ
別紙1 「平成11年度福島県産業廃棄物実態調査報告書（平成12年3月）（抜粋）」
のP55～60に記載あり。
- 3 第2回検討会「資料2」のP2の減量化についての方法等のデータ
別紙1 「平成11年度福島県産業廃棄物実態調査報告書（平成12年3月）（抜粋）」
のP37～39に記載あり。
なお、減量化の具体的方法は、別紙2「自己中間処理状況調査結果」とおり。

なぜ今リサイクルなのか

資料No. 3

福島リサイクル推進協議会 会長
福島商工会議所環境対策委員会 委員長
紹野嘉昭

1. はじめに

- ・地球温暖化への危惧
- ・最終処分場残余の問題
- ・議論より実践

2. 福島商工会議所 環境対策委員会として

- ・何か具体的な事業が出来ないものか
- ・事業経過
- ・今後の取組み

3. 産業廃棄物処理推進に対する弊害

4. 産業廃棄物処理推進役

5. おわりに

「古紙の分別回収について」

福島リサイクル推進協議会 会長
福島商工会議所環境対策委員会 委員長
紹野嘉昭

1. 「古紙の分別回収システム」構築までの経過について

—— 福島商工会議所環境整備委員会活動から
福島リサイクル推進協議会の立ち上げまで ——

当商工会議所環境整備委員会では、平成9年度の委員会において、ISO14000シリーズに代表されるように「環境」が企業経営の優劣を分けるキーワードとなってきており、工場・事業所は地球の温暖化防止やゴミの減量・リサイクルなど、環境負荷軽減のためにどれだけ取り組んでいるかが、取引先の信頼は勿論、消費者の支持を得る基準ともなりつつあることから、環境保全活動を当委員会の主要事業に決定した。

しかし、ゴミの減量・リサイクル事業は1事業所単独では実施が困難な部分が多く、結果として、特に古紙については市の施設に持ち込んで焼却している事業所が多いことが判明した。そこで、いくつかの事業所が集団で実施する仕組みが必要であるため、平成11年度に事業化に向けて古紙の共同実験回収を実施した結果、採算性も確保され事業として推進できる見通しとなり、平成12年4月に「福島リサイクル推進協議会」を設立した。

2. 福島リサイクル推進協議会活動について

(1)会員数 61社

(2)会員費 年会費 5,000円

(3)古紙分別回収システムの概要

①参加会員数 31社 (32ヶ所)

②回収回数 毎月1回 (第2火曜日・水曜日)

③回収種別 i 上質紙 ii 新聞紙(広告チラシ類含む)
iii グンボール iv 雑誌(オフィス古紙含む)

④回収方法 連続した効率的なルートで回収時間を事務局で決定し、事前連絡
当日々は、参加事業所で分別の徹底・分別種別ごとの計量・積みやすい場所への集積とトラック積込みの手伝いを行なう。

⑤回収費 月額 3,000円

⑥古紙売却代金の還付 四半期ごとに単価を決定(市場価格運動制)し、還付

⑦回収委託事業者 福島県北再生資源協同組合

(4) 実績

①回収実績

(単位: kg)

年度	事業所数	回収量				合計	1社当たり
		上質紙	新聞	段ボール	雑誌		
12年度 (11ヶ月)	33	13,050	41,790	36,090	39,897	130,827	3,964
13年度	33	15,450	40,880	39,290	84,580	180,200	5,461
14年度	32	14,540	38,070	35,390	90,210	178,210	5,569

※古紙売却代還付実績 12年度 142,843円 13年度 51,582円 14年度 92,884円

②「うつくしま、エコ・ショップ等認定制度」

エコ・オフィス認定(平成13年12月) 31事業所

③参加事業所からの声

- ・本協議会の回収に合わせて分別回収を開始した。従来までは1kg当たり10円の処分料を支払って焼却していたので、その分の経費が削れ、更に資源としてリサイクルできた。また、社員のコスト意識も醸成でき、効果が上がっている。まさに三方一両得だ。
- ・ダイオキシン対策特別措置法県条例により、焼却炉を撤去した時に本協議会の回収が始まったので、時機をえた事業だ。

(5) 経済性

平成13年度の回収実績は、1社当たり5, 461kgとなった。これを従来どおりに市の焼却施設で処理した場合の年間経費は、54, 610円となる。

[回収量5, 461kg × 市の焼却料金10円]

これと比較して、当協議会での1社当たり年間経費は、34, 437円であり、

[回収費36, 000円 - 古紙売却代1, 563円]

1社当たり年間で20, 173円のコスト減となっている。また、市の焼却には持ち込むための運搬経費も必要であり、それを考えると経済性でのメリットは大きい。更に、社員にコスト意識が生まれ、無駄を省くことで経費の節約にもなっている。

また、市の施設での焼却の場合には、市でも経費負担をしており、更に資源を焼却してしまう上に、燃やすことにより環境にも悪い結果となる。

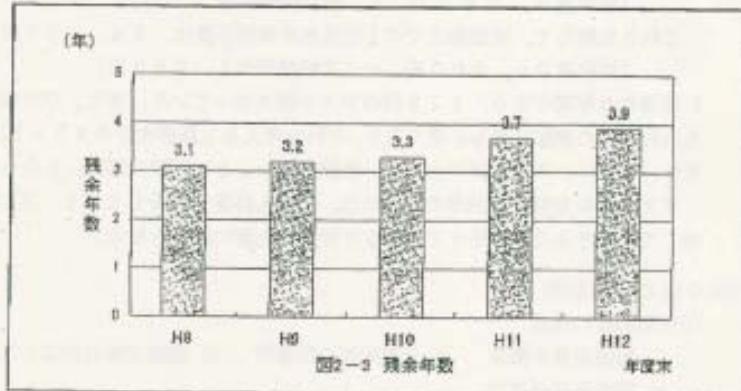
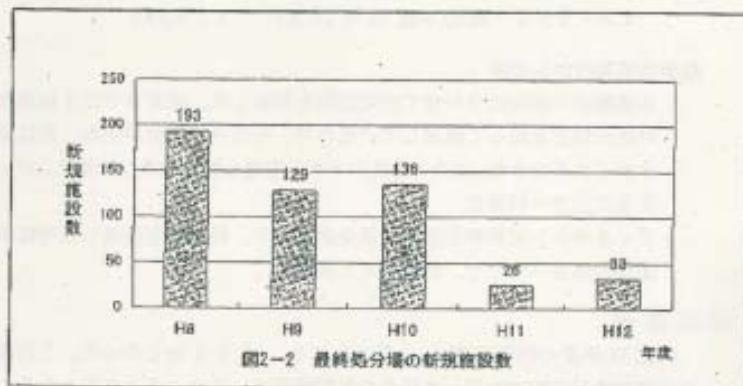
(6) 今後の事業展開

①分別回収の推進

- i 新規会員の募集
- ii 分別回収の回数増
- iii 機密文書の回収システム構築
- iv 回収品目の追加

②再生品の利用促進

(3) 最終処分場の残余年数等の推移



(1) 中間処理施設

許可を受けた中間処理施設の施設数は、全体で 17,381 施設となっており、前年度との比較では 9,597 施設（前年度比 56.0%）の増加となっている。なお、政令改正により平成 13 年 2 月から新たに許可を要する施設に加わった木くず又はがれき類の統合施設の施設数は 3,703 施設であり、これを除いた前年度比較では、176 施設（前年度比 1.3%）の減少となっている。

（参考）産業廃棄物処理施設の推移

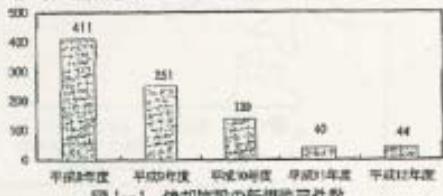


図 1-1 廃却施設の新規許可件数

中間処理施設のうち汚泥の脱水施設が 38.0%、木くず又はがれき類の破碎施設が 21.3%、その他の焼却施設が 12.8% を占めている。（新規の焼却施設については、図 1-1 のとおり。）

(2) 最終処分場

許可を受けた最終処分場の施設数は、全体で 2,717 施設となっており、前年度との比較では 32 施設の減少となっている。（新規施設数については、図 1-2 のとおり。）

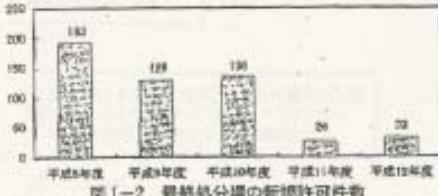
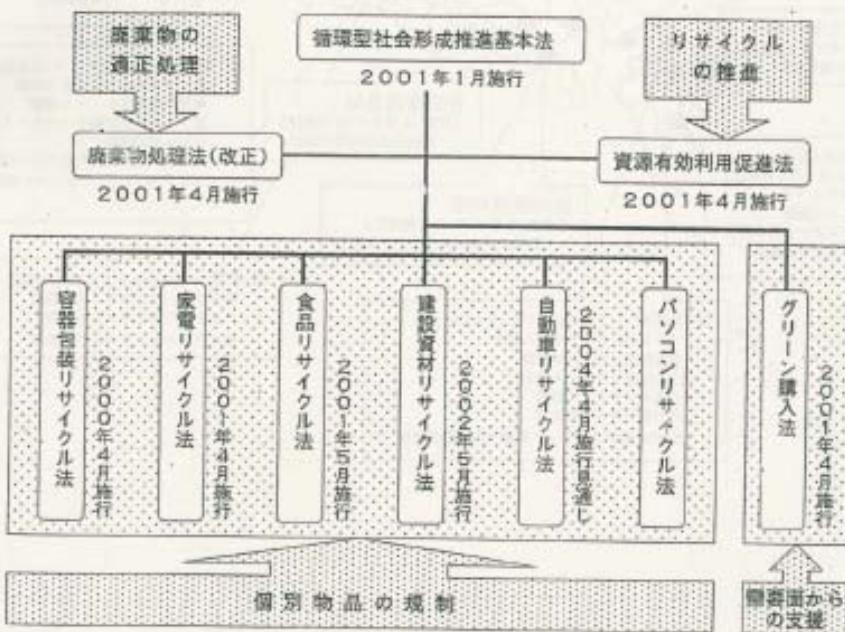


図 1-2 最終処分場の新規許可件数

注 1 平成 8 年度のデータは、新規許可件数である。

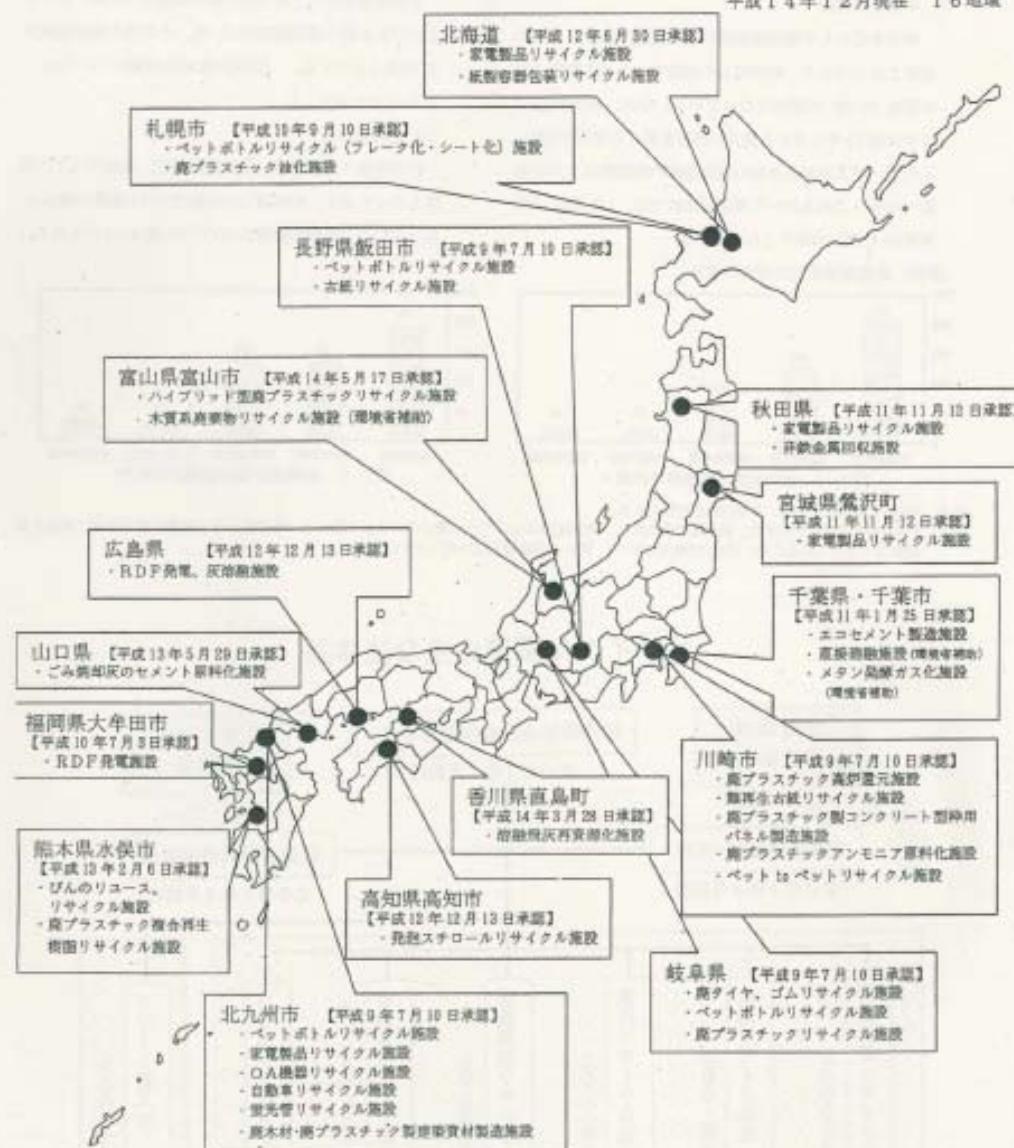
注 2 平成 9 年度以降のデータは、新規許可件数であり、既存施設については「底プラスチック類」と「その他」など複数の許可を持つ施設も算入数としているため、平成 12 年度について、表 1-1 の数値とは一致しない。

リサイクル関連の主な法体系



エコタウン事業の承認地域マップ

平成14年12月現在 16地域



産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会（第3回）次第

日 時：平成15年7月24日（木） 10:00～12:00

場 所：県庁本庁舎2階 第1特別委員会室

1 開 会

2 議 題

- (1) 産業廃棄物行政の課題について
- (2) 産業廃棄物の現状と今後のあり方について
- (3) その他

3 閉 会